

が最も良いと思う。

- ・ 予算が厳しい。町で専門職員をプラス1人専属に置くことは難しい。
- ・ 専門的人材がないため、相談業務を行う場合は、児童相談所との連携をとりアドバイスを受けている。市町村を窓口としても、難しいケースの措置は児童相談所に依頼しているためモデルⅠが適当と思われる。
- ・ 市町村が行うべき事柄は、軽易なものに限られるべき。今のままでは、児童相談所の役割や、設置意義がなくなっていくのが心配。
- ・ 市で対応処理できるケースは市で行う方が最も良いと感じている。
- ・ 市町村では、専門職員で体制を整えるのは難しいと感じる。虐待者・被虐待者を地域住民のサービスの窓口も兼ねる市町村で指導やケアをしていくには限界があるから。
- ・ 現状を考慮すると、いきなりモデルとして、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは考えにくい。Ⅰを実践しながら課題や実状を検討していく中で、次が見えてくるのではないか。要保護児童対策地域協議会を当市ではまだ設置していない段階で、その先は見えにくい。まだ、混沌と整理されない現状、市町村の予算、都の予算も削減される今、地域格差がでないか、市町村重視に不安が残る。
- ・ 現在の相談件数を考えると、市が県の児童相談所の仕事を担い、専門職を配置するには、財政面等、合理性にかけることから、現行の県と市町村の役割分担の中で、連携を図ることがベターと考える。

16) 今後の子ども家庭福祉相談体制の4モデルのうち、選択したモデルを実施していく際に配慮すべきこと

- ・ 虐待は対応も大切だが、発生予防が一番重要。予防のためには、個々人のありようを変革しなければならない。惻隱の情や長幼の序など、失われつつある徳目を復活させるなど、教育や地域社会のあり方を含めた広範囲の議論がまず必要ではないか。病理と臨床は両輪である。臨床上の体制整備はもちろん大切だが、病理への考察と検討を欠いた整備は結局、後手後手に回ってしまう。現状の情勢すべてについて可逆不可逆の検証からはじめるべきだ。なお、モデルⅠを実施する際は、①事例の集約的体制の整備、②ケースの対応主管をはじめとするケースマネジメント中核組織の整備、③定期的な検討会開催が最低限必要。
- ・ 施設整備や人的確保、また、しっかりした法的根拠が必要。
- ・ 各機関の連携強化。
- ・ 各機関がすべきこと、できることを認識したうえで相談に対応すること。一つの機関だけが背負うことのないようにすること。
- ・ 児童相談所の福祉司の増員と協力体制の強化を望む。

- ・ 児童相談所との日常的な連携（要保護児童に関する情報交換）。
- ・ 市町村の対応レベルを向上させるための研修会などの機会を多くすること、児童相談所との役割分担を明確にすること。
- ・ 現時点で実施する予定としては、要保護児童対策地域協議会の設置を検討しているが、協議会が扱う対象児童が、非行児童や障害児に及ぶため、現行の家庭児童相談員に加えて、専門的な知識や経験を持つ職員の配置が必要であると思う。特に児童相談所の経験者や職員が市町村に配置されると良い。
- ・ 市町村にとってはある意味、未経験の業務を行うことであるため、一定期間は関係専門機関と児童相談所の支援、相互協力をしながら慎重な対応が必要と思う。
- ・ 連携とスピード（素早い対応が最悪の事態を防ぐことができる）。
- ・ 関係者が互いに連絡を密に取りあい、早期の対応を心がける。検討会を用意し、関係機関の役割を明確にしていく。
- ・ 事務局がそれぞれの機関をつなぐ役割をきちんとできるか。
- ・ 守秘義務を守り、情報提供しながら連携し、子どもたちの健全育成をめざして取り組んでいく。
- ・ 専門員の配置。
- ・ 福祉健康部局と教育委員会との協働体制。アセスメント、プランニング、コーディネート力（ケースのコーディネートのみでなく、機関同士のコーディネートができる人材）を持つ人材の確保。
- ・ 人員増、専門家の手配、予算面。
- ・ 市町村職員の資質向上と児童相談所との協力体制。
- ・ 児童相談所の充実。
- ・ 専門性及び経験的対応方法については、専門機関と連携して対処すべきと考える。
- ・ 小さい自治体で相談機能を強化し、中核的役割を担うということは職員数及び人材面でも無理。
- ・ 本当に子ども本位の政策を組み立てるべきだ。市町村への支援体制の移行を段階的に配慮すべき。
- ・ 参画機関、団体が各々何ができるか、役割をしっかりと認識することにより、積極的に、市・県と連携が図られると思う。
- ・ 要保護児童対策地域協議会等を活用し、連携を密にしていくこと。
- ・ 関係機関との連携。
- ・ 双方の機関が連携をしっかりとること。
- ・ よりよい人材の確保を配慮していかなければいけないと思う。
- ・ 市町村の体制整備。児童相談所の積極的な係わり。
- ・ 児童相談所と市町村との連携。

- ・ どの機関が中心となり動いたらよいか。
- ・ 職員の増員により、相談員一人一人の業務に余裕を持たせて欲しい。
- ・ 相談に専門に対応できる職員の確保、資質向上。児童相談所との連携、協力関係の一層の緊密化。
- ・ 専門職の配置によるチーム体制。
- ・ 市町村での相談体制を確立すると同時に担当職員の質の向上を図る。担当者のみでの対応は困難なので、市町村各機関の連携や役割分担を明確にしておく。対応についてのマニュアルづくり。常に児童相談所から助言をもらえる体制づくり。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置及び更なる充実。
- ・ 職員の資質向上。各機関とのスムーズな連携。
- ・ 将来的には、市町村も相談援助のノウハウを身に付け、モデルⅢ、Ⅳのような体制になっていくことが望ましい。
- ・ 児童相談所と市町村間の役割分担の明確化。
- ・ 児童相談所の充実（最近、相談のケースが増えてきて、人手不足の感あり）。役割分担（市町村でしなければならないこと、市町村ができないことは実施する）。連携を重視する。
- ・ 市町村対応は綿密に行う事。
- ・ 専門的知識を有する人間の確保。
- ・ 住民協働が大前提であり、行政側からのおしつけにならないようにしたい。
- ・ 児童相談所として家庭のあり方を周知することも重要と考える。
- ・ 各機関が連携できていることが大切。児童相談所へつなげなかった場合、その家族を確実に支援し、必要があればすみやかに、専門機関につなげる体制ができること。
- ・ 児童相談所の職員の専門性の強化。
- ・ 児童相談所との連携が最も重要である。
- ・ 児童相談所内の市町村担当者と市町村との定期的ケースネットの開催の義務化及び情報の共有化。
- ・ 市町村が関係機関等の連携に努めることが重要であると考ええる。
- ・ 市町村と児童相談所の連絡を密にすること。
- ・ 情報調査と個人情報法との兼ね合いを内部協議で十分行う。
- ・ 市町村担当課と児童相談所との連携。
- ・ ネットワークの充実と各機関のスキルアップ。
- ・ 大きな市や町に児童相談所職員を派遣するのが望ましいと思う（小さな町や村などは、保健所や振興局へ派遣）。
- ・ 市町村と児童相談所の役割分担。児童相談所の市町村指導機能が十分に働いているのだろうか。

- ・ 人的配置と担当者の学習・研修、対応能力の向上。
- ・ 人材確保が問題となる。保健師以外は行政職であり、一定期間で職務異動となる。
- ・ 細部にわたる情報交換。
- ・ ケース検討会を行い、各機関と情報共有、同じ意識を持つこと。各機関の役割を明確にする。
- ・ 児童相談所と市町村の連携強化並びに対応の研修。
- ・ 児童相談所との密な連携が必要で、相談者が困ることがないように配慮すべきである。
- ・ 情報の提供。
- ・ 各機関の連携。
- ・ 円滑な情報交換及び情報の共有。児童相談所の機能の安定性及び拡充。
- ・ 児童相談所の専門的指導を受けながら対処する。
- ・ 都道府県の体制充実。市町村自らの人材育成・能力向上への努力。
- ・ 児童相談所との連携。
- ・ 児童相談所における専門的知識をもった職員の養成。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の上手な活用と運営にかかっていると思う。
- ・ 一つの市町村のみで行えることではないため、県機関と市町村機関とが協議、検討の積み重ねをしていくことが必要と考える。
- ・ 児童相談所との密接な連携（立入調査等）。児童相談所の適切な指導・助言。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の加入機関はケースに応じてマネジメントに責任をもつことが必要。
- ・ 相談の内容等の初期判断をあやまらないこと。正確なアセスメント・モニタリングでの確かな支援へとつなげることを配慮することが大切。
- ・ 守秘義務遵守。
- ・ 役割分担と責任の所在を明確にしながらい関係機関が連携していくこと。
- ・ 他の機関との連携。
- ・ 理想的な形はⅢだが、現状ではⅡが目標だと思う。「調査」、「社会診断」などでも市町村がレベルⅡまで、ケースによっては、現在も担っているし、対応も可能だが、児童相談所などによる専門的なバックアップは不可欠。
- ・ 判断をあやまらないこと。各機関との連携を密にし、早めの対処が必要であること。お互いの役割分担の必要性。
- ・ 情報共有と連携。
- ・ 当市の子ども家庭福祉相談窓口（家庭児童相談室）とケースのアセスメントが一致するよう日頃の連携と信頼関係が必要である。
- ・ 市町村の相談窓口の明確化と他でキャッチした情報の集約されるところ、判断するところを一元化することが大事。個人情報保護法の流れで市町村内でも共有化に困

難があり、法と守秘義務のしぼりが問題。

- ・ 市町村と児童相談所の連携強化。児童相談所の体制の強化。
- ・ 各機関の連携が重要になる。
- ・ 児童相談所との連携の強化。人員増を含めた児童相談所の体制の強化。
- ・ 連携と役割分担。
- ・ 庁舎内を含め、関係機関との具体的連携、相互を尊重しあう気持ち。
- ・ 児童福祉司のような人員の配置や相談業務への対応・育成。
- ・ 児童相談所との良好な関係（SVや相談）。相談員の技術の向上。
- ・ 児童相談所と市の壁を低くすること。
- ・ 長期的な見守り、関わりが必要と思われるため、短期で人事異動を行わない。
- ・ それぞれの機関が対応に責任をもちながら、協働で対応していくことが必要。
- ・ 関係諸機関、ネットワーク、児童相談所以外にできれば総合調整をするしくみ（総合調整のみを行う機関等）があるとよい。
- ・ 情報の共有化と方向性の一致。
- ・ 多方面からなるべく多くの情報を収集し、いろいろな分析判断を集約し、迅速に対応していくことが必要。
- ・ 市町村相談窓口対応強化のための定期的職員研修（レベルIの市町村対応を可能とするため）。
- ・ 協議会を構成する関係機関等における実務者間の緊密な連携と資質向上が必要と考える。
- ・ 市町村の受付ケースに対する児童相談所の精査を迅速に行う必要がある。市町村の緊急度の判定が正しいかどうか、児童相談所が精査していくことによって、重いケースが軽いケースとして扱われてしまい対応が遅れることを防ぐ必要がある。
- ・ 中心となる機関との連携。関係機関とのネットワークの構築が重要。
- ・ 市町村と児童相談所がお互いの役割、力量を理解し、過剰な期待をせずに、連携していくこと。
- ・ 誤った個人情報が流失しないように配慮しなければならないと思われる。
- ・ 適宜ケースに応じた連絡をとりあうこと。情報収集、提供などの周知。
- ・ レベルの強化となれば、職員の配置や専門職の配置が必要になり、その点を整備するための予算的問題が大きいと考える。
- ・ 窓口には、専門的知識をもった人材が必要。
- ・ 守秘義務に基づく相互の信頼関係。
- ・ 児童相談所との一体的な連携はもちろんのこと、市町村での体制整備の充実と専門性の確保が重要であると考ええる。
- ・ それぞれのスキルアップも必要。

- ・ 虐待の通告窓口が市町村に委譲されたことにより、市民が通告しやすくなったと思われるが（虐待の疑いでも通告）、市町村だけでは正確な判断ができない場合もあるので、児童相談所のSVは不可欠である。個々のケースによって対応も的確にしていかなければならないと思われる。
- ・ 各関係機関で分担すると、すき間ができてはいけないので、連携は密に行ったほうが良いと考える。
- ・ 相談窓口の周知徹底。
- ・ 関係課との連絡調整を密にすること。
- ・ まず地域にまとまった要保護児童対策地域協議会を設立しなければならないが、当地域には児童問題協議会等の同じ目的で設置された協議会が活動しており、今後どのように取り組むかが課題となる。
- ・ 情報交換を定期的に行い、ネットワークの強化を図ること。
- ・ 児童相談所と協働するにしても、市町村の力量アップは不可欠だと考える。
- ・ 家庭児童相談室等の人員の増加や研修等の確保による専門知識の向上、助言を得られる機関との連携。
- ・ 児童相談所に依存することなく、地域力を養い、家庭・家族を支援できるようにする。個人情報をもらさない事にしばられすぎて、子どもを守れないようなことにならないよう、何よりも子どもを中心に考えていく。
- ・ 関連機関との連携の強化。
- ・ 市町村の相談機関の機能が強化されるまでは、児童相談所と市町村が並行して取り組み、調査・判定等は市町村の対応レベルに応じて役割分担し、補完し合って対応していくことが必要である。
- ・ プライバシーの保護。児童の環境の早急な把握のための体制作り。
- ・ 児童相談所と市町村レベルでの様々な相談機関窓口とのより一層の連携強化を目指す。リスクアセスメントのツールの標準的で分かりやすい市町村版を作成されたい（本市では、独自のものを作成・試用中でまもなく完成予定であるが、児童相談所が所管の各市町の指導等を行うのに、各市町で独自のものができると統一した指導が困難になるとも思われる）。
- ・ 連携のあり方。
- ・ 各機関の連携が原則となる。
- ・ 児童相談所の人的強化。
- ・ 各関係機関との情報の共有と相談しやすい環境づくり。
- ・ 守秘義務の徹底。相談者との信頼関係。行政が一方的にならない。
- ・ それぞれの市町村の実情に合った児童相談所との役割分担。
- ・ 児童相談所の専門性を高める、予算的な後ろ盾が必要。市町村の相談体制のレベル

アップ、ネットワーク強化。

- ・ 連絡を密に取る。

17) 今後の子ども家庭福祉相談体制について配慮すべきこと

- ・ 市町村の実施体制整備について法律に盛り込まれたものの、生活保護のケースワーカーのような配置基準が示されていないため、市町に求められる相談の量・質と実際の実施体制の手薄さが矛盾したままの状態が続くと考えられる。改正法が円滑に実施されるためには、①市町での体制整備のための国・県からの財政措置、②児童相談担当者の配置基準（人口・児童数比）もしくは配置基準に準ずる考え方が示されること、③ブロック単位で巡回相談を行う、スーパーバイザーの配置などが求められる。
- ・ ①関係機関との連携及び情報の共有化、②相談者に対する受容的対応が重要であり、相談者の意向を尊重し、相談終了後はすみやかに情報収集を行い、受理会議に対応できるよう資料を収集する、③個人情報流出を防ぐ。
- ・ 家庭児童相談は、私権に関わる事が多く、「対応可能なこと」「対応すべきこと」の判断が困難な場合も多い。また、重大なものは生命・財産に関わることもあり、その結果が地域によって異なる（許容しがたい差がある）ことがあってはならないと考える。このような理由から、相談業務はナショナルミニマム的な視点が必要であり、かつ事例を集約・分析して社会政策に生かす仕組み（組織）の活用が必要と考える。
- ・ 相談現場の実態や意見を十分に把握し、相談者に即した相談体制を整備する必要がある。相談内容は多岐にわたるため、臨機応変に対応できうる柔軟性を兼ね備えた体制が必要。
- ・ 法改正により市町村の窓口としての機能が設けられたが、これは児童相談所の機能を縮小してよいということではなく、むしろ従来に増して児童相談所等の機能強化が必要であると思う。
- ・ ひとり親家庭、DVなどは現在、相談部門や電話相談が別になっているが、内容の多くは子ども相談に関わっている。1か所で相談受付できるような体制づくりが必要と思う。保育園、学校と連携していくケースが多くなっているため、専門の職員が保育園・学校と家庭をつなげて援助していく体制づくりが必要である。
- ・ 迅速な対応を的確に判断できる専門知識、技術を有する人員、人材確保。
- ・ 個人情報保護と関係機関との協働体制。
- ・ 各機関の連携、情報の交換、共有化を速やかに。
- ・ ケースの処遇・進行管理に関して、困難ケースについて児童相談所の助言が適宜受けられることが、今後も必要である。特に子どもの発達障害に関する判定や法的処

置を伴うものなどは、専門的な部分であるため、児童相談所が主体となって実施していくことが良いと感じる。

- ・ 相談内容は個人のプライバシーに深く関わるものなので、それが守られる場所（個室）の確保が必要である。相談には専任の職員も必要である。相談後の支援にあたっては関係機関が連携して対処できるよう協力体制をとる。
- ・ 児童相談に関する専任職員配置（児童福祉司等）。対応職員が不在時の体制や夜間休日の対応。常に関係機関と連携を取りあい、情報の共有化を図る。
- ・ 合併していない町に家庭福祉相談に関する相談体制をさせることは無理であり、県がそうした町に対しては特別な配慮をすべきである。
- ・ 相談委員の研修充実。要保護児童対策地域協議会の充実。
- ・ 話しやすい、相談しやすい雰囲気づくりに配慮し、相手の気持ちに寄り添いながら、対応できるように相談者としての研鑽が必要である。
- ・ 専門相談員を配置し、相談支援を円滑に進めるべき。
- ・ 予防から支援までの連続した相談体制の整備、健全育成から要保護家庭への支援、教育委員会と福祉健康部局の連携→協力体制への転換、保育所・学校・保健センターの相談・対応力の向上。
- ・ 家庭内のプライバシーにはできるだけ配慮しつつ、要保護児童の将来に与える影響（家庭環境を含む）を最大限に考慮しながら対応すべきだと考える。
- ・ 市町村がいかに専門家と連携していけるか（児童相談所以外）。
- ・ 市民が相談しやすい環境づくりと関係機関との連携。個人情報保護と適正な運営について。
- ・ 児童相談所の相談受付体制の充実。
- ・ 小さな自治体では対応できないケースについて、専門的アドバイス等、継続して支援できる体制づくりが必要と考える。
- ・ 専門職の配置、増員。職員のスキルアップ。
- ・ 市町村、特に職員数の少ない町村では様々な虐待ケース対応は困難と考える。合併等で大きくなった市の福祉事務所は今後、充実していくと考えるが、合併しないで残った町村には従来どおり、都道府県での体制を維持して欲しい。合併して市になった町村分はケース対応が減っているのではないか。
- ・ 受付から受理、支援までの相談体制の早期確立を図ること。
- ・ 児童相談所における市町村への人的サポート（児童福祉司の派遣、相互交流など）。市町村職員への継続的できめ細かな研修制度の実施。児童相談所と市との定期的な情報交換の機会の充実。
- ・ 窓口（相談機関）体制及び福祉施策の充実拡充。相談後に対応できる福祉施策が各市町村でそれぞれ充実度が違い解決能力に差が出る。小さな自治体では福祉施策が

劣るため、相談にのっても解決が難しい面がある。

- ・ 市町村レベルでの専門職の任用については、財政的にかなり厳しいので、県からの人件費等については補助金をつけていただかないとかなり難しい。
- ・ 守秘義務。
- ・ 自治体内の関係課職員の日常的な連携により、複数職員による相談体制に努めること。関係機関（特に幼・保・小・中学校）の職員の共通理解を図り、保護者でなくとも気楽に相談できる関係づくり。
- ・ 小さな町村においては、役場職員と住民が緊密な関係にあることが多い。このため、住民が相談をしたいが、お互い知りすぎている故に相談しづらい状況もある。
- ・ 児童福祉司の資格を有する職員を配置できる条件作り。
- ・ 組織の中において、部や課での垣根を低くすること。行政の中で起こりやすいバリアをなくす努力をすること。子どもの問題に直面したとき、まずは直面した課で受け止めて（話を聞く等）、ケースが集中している課へ責任を持った形でわたすこと。その後も集中管理している課への連携・協力体制を継続しやすくすることが必要であると考え。他職種とのチーム体制の構築及びスーパービジョン体制の確立。相談員の燃え尽き症候群の防止（メンタルケア等）を考えること。
- ・ 一言で子ども家庭福祉相談といっても、ほとんどが夫婦の関係だったり、親（大人）の側の事情による問題が多い状況である。子どもに対する愛情さえ感じ取ることのできない親が大変多いことも気にかかる。家族の関係が崩壊し、親になる準備も整っていない親に対する支援が大きな比重を占めている。その人なりの子育ての、どこの部分を修正したり、どこの部分を応援したりすればよいのか見極め、関係機関の協力を得ながら、継続してケースを見守りつつ、支援の方法を模索していく姿勢をあきらめずに持ち続けることが必要である。
- ・ どんな小さな相談でも遠慮しないで相談できる体制。相談にすぐに対応できる職員の知識・技術・判断力の向上。乳幼児から成人するまでケースを継続して支援できる体制作り。
- ・ 窓口の一本化、情報の共有化。
- ・ 緊急性のあるケースの立入調査、一時保護等の判断、見極めが重要である。正しい判断、見極めをするには、児童相談所と市町村との情報共有や、専門的知識、経験を持った人材の確保・育成が最重要と考える。
- ・ 相談内容の複雑、多様化に伴う職員体制の確保及び専門性の向上。民生委員児童委員、主任児童委員の研修等の充実により、積極的な活用、連携（見守りケース等の役割が大きい現状では個人の力量、守秘義務の徹底等の課題がある）。
- ・ 関係機関の連携にあたっては、相互に責任転嫁するようなことがないようなシステム作りが必要と考える。

- ・ 地域に密着したきめ細かな相談支援を通じて問題の早期発見、早期対応を図ること
 だと思う。
- ・ 相談機関の機能を強化し、実務経験のある家庭児童相談室を設置。
- ・ 専門的知識を有する人材の確保。結局のところ、体制をいろいろと検討しても、実
 際に行動できるようにしなければ無駄。既にそのような人材が確保されていたなら、
 法改正も必要なかったかと考える。
- ・ 専門職のいない小規模市町村への指導、助言などが必要。DVや児童虐待などの情報
 提供をしやすい環境整備とプライバシー保護（通告者及び当事者への配慮）。児童
 の安全の確保。
- ・ 簡素化すること。
- ・ 人員確保及び学校側の意識の高揚。
- ・ 専門の資格を持った人材の確保。担当者の人員増。業務を少なくする。
- ・ 関係各機関との連携強化が最も重要であると考えられる。
- ・ 当事者の個人情報保護と地域住民の理解と協力、関係機関等の緊密な連携。
- ・ 行政に対して相談のない地域に潜在しているケースの把握。
- ・ 知りえた秘密を外へもらさない。そのため、関係者を最小限にする。
- ・ 専門機関（児童相談所、警察等）との連携強化と要保護児童対策地域協議会の活用。
- ・ 人員増と専門職の配置。
- ・ 相談から解決までの中心となるところの判断と役割分担。
- ・ 市町村の対応と家庭の理解をより充実していく。
- ・ 役場だけというのではなく、協議会委員の方や地域と連携して取り組む。役割や責
 任を明確にする。児童相談所に、困難事例を抱えた時や、悩んだ時には相談する。
 1人で判断しない。子どもの安全を第一に考える。通告等があった場合、速やかに
 対応できるよう市町村でマニュアルをつくるなど、庁内でも検討する。
- ・ 機能体制の充実。定期的なS V。関係機関の連携。
- ・ 都道府県、児童相談所と市町村の更なる連携。市町村内における関係機関（福祉・
 保健・医療・教育など）相互の連携。専門的に対応できる職員の育成。
- ・ 相談専門員を置くこと（人材がいないが）。
- ・ 迅速な対応（初期対応の重要性）。スタッフの育成。
- ・ 問題意識の向上。フットワークの軽さ。連携。専門性の発揮。プライドの軟化。人
 としての心。
- ・ すべてに秘密主義でやっている傾向がある。プライバシーの保護の観点からそうせ
 ざるをえないのだろうが、多分野の職員の力を借りれば、他法制・他施策などの活
 用が図れたり、情報が得られたりできる事例が見受けられる。プライバシー保護に
 過敏になっているのではないか。

- ・ 資格を持つ専門職員の配置が必要。
- ・ 市でも保健センターや市民病院、各学校や保育所、生活保護や市民相談の窓口、教育センター（不登校等）、少年育成センター（非行等）、女性相談窓口があり関係機関との情報交換や連携が必要。
- ・ 総合相談窓口の開設が必要と思われる、児童相談所との役割分担、担当各課との連携、相談担当者のレベルアップをはかり、専門的継続的支援体制が取れるよう配慮すべきだと思う。また、NPO等とも連携し、市民協働による事業展開も必要と思われる。相談対応に対する、S V機能の配慮が必要（児童相談所・市町村内外S V）。
- ・ 関係機関との連携におけるの守秘義務について。
- ・ 児童に関する相談だけでなく家族全体への支援が必要なケースが増えており、児童に関する機関だけでなく、様々な機関の連携がより重要になってくる。それらをまとめ、マネジメントする役割をどこが持つか、今後の検討が必要。
- ・ 守秘義務。安心して活かせる場であること（相談員の人間性）。各機関との連携（学校、医療、専門分野との）。相談後のフォローの方法。
- ・ 各機関との密な連携が必要と考える。今は、まだまだ各々の機関で動いており、ケースに充分対応できていないように思う。各機関が個別にケースに対応していくよりも、いくつかの機関がいくつもの視点でケースを考え、対応していく方が機能的であり、1人の子どもにも充分対応していくことができるのではないかと思う。
- ・ “子どもにとって” いい方法、いい形といいながら、子どもは親や家庭を選べない。在宅支援の場合、そこでしか暮らすことのできない子ども、親と一緒にいることが幸福かどうか、いつも頭を悩ませる。ただ、自分の価値観で判断しないよういつもニュートラルでいたいと思っている。子どもの問題だけでなく、親の疾病、経済的理由、家族不和など多問題家庭へのアプローチ、家族支援の難しさを感じている。
- ・ 市町村と児童相談所との連携の強化。市町村窓口の体制の整備（人材確保等）。地域におけるネットワークの構築。
- ・ 各機関、団体との連携。
- ・ 市町村担当職員の研修を国または県がきちんと行う必要がある。また、市町村が窓口を設置することに伴い、児童相談所のスーパーバイズ機能や市町村支援体制を充実させる必要がある。
- ・ 解決策。ケース対応の評価、見直し。関係機関との連携（スムーズな、簡単な）。
- ・ マンパワーの確保ができるよう、国の予算措置が必要。
- ・ 子どもの問題は、家庭や学校等、地域社会における問題であり、複合的な要素を併せ持った問題である。そのような中で、「子ども家庭相談」を切り離して考えることはできない。組織として枠組みを超えて、また、行政の縦割り意識をなくしていくことが、相談業務を円滑に行うために必要と考える。

- ・ 相談件数や重篤なケースが増加している現状の中、児童福祉法の改正や虐待防止法の改正もあり、受け入れ体制を強化していかなくてはならない。
- ・ 家庭児童相談に関する相談体制の充実を努力義務規定ではなく、正規職員の必置義務とすること。
- ・ 市町村においても24時間体制の相談窓口を設けることが可能かどうか。携帯電話を担当者にもたせるなどして対応している市町村もあるようだが負担は大きい。安全・安心なまちづくり、子育て支援としての必要性は認められるものの、かかる費用と利用は未知数である。
- ・ 関係機関との連携強化。専門的支援の充実。啓発活動。
- ・ 身近なところで、子ども家庭福祉全般において、安心して話ができる場所として位置付けるためには、職員がより高い専門性を身に付け、長期的に見守れるようにする。
- ・ 子どもと親、そして地域とがどのように関わっているか、関わっていけるか検討することが大切。
- ・ 複数の相談員で対応するようにし、偏りのない方向を探ることが大切である。しかし、その際、個人情報外部に流出しないようにする配慮が必要である。
- ・ 人材の確保。職員のレベルアップ。
- ・ 種々の法律が改正され、相談件数も増加傾向にあり、内容も複雑多岐にわたるが、様々な分野で情報をより多く身につけていく必要がある。
- ・ 設問の主語が不明。市町村が主語だとしたら、誰に配慮するのか不明。市町村は実施主体なので、市町村が主語であれば、配慮する先は対象者及び関係機関ということになる。対象者は客体なので、配慮することは、プライバシーの保護や相談室の環境整備、相談員の専門性の向上となる。また、関係機関に対しては、常に連携のあり方や方法を確認しあい風通しの良い関係の構築だと思われる。加えて、県など専門性のある機関で、研修の機会を増やす、さまざまな研修を行うなども必要。
- ・ 専門の知識を持った専任の相談体制と相談担当職員の定期的ケース研修による万全の相談体制。
- ・ 適切な指導・助言を行うためにも、今後はより専門性が求められることが予想されるため、専門職の配置が難しい状況の中では、関係機関との日常的な連携がスムーズに図られるような体制づくりが重要と考える。
- ・ 児童相談所は一人の児童福祉司が多数のケースを抱えて多忙であり、家庭への支援や市町村との連携を細やかにするには、時間的に厳しいとみられる。児童相談所の職員の増加が必要である。また、児童相談所と市町村で、軽微なものは市町村、重いものは児童相談所で担当するようにお互い受理したケースを分担する作業が必要。児童相談所と精査した上で、軽微と判断されるケースについては、市町村が対応す

るようにすれば、専門性のある職員の確保が難しい市町村においても対応可能であり、児童相談所も重いケースについて、より時間をかけることができるようになると思う。

- 子どもに起きている問題が、保護者が原因で起きていることも少なくない。保護者自身の養育力の問題と、核家族化による育児サポート不足による保護者のストレス増加。
- 組織的なフォロー。
- 心を閉ざしている家族（本人も含めて）への対応。
- 市町村での人材確保。相談室等のハード面の整備。相談に従事する職員のメンタルヘルスケア体制。職員のスキルアップのための研修。
- 専門相談員の確保。機関連携を速やかにとることにより、要支援の子どもや家庭の抱える問題解決が迅速に図られる。そのための情報のやり取りを的確にしていくこと。
- 相談体制の整備（組織的対応、危機管理意識）。専門性の確保。職員のケア。地域協議会の活用。子どもにとって、何が最良なのかという視点をいつも持っていること。機関連携の強化。各機関の役割分担の明確化。スーパーバイザーの確保。迅速かつ適切な対応。
- 地域や住民にとって時には距離が近すぎて動きがとりにくくなることも考えられる。個人情報保護法の関係で民生委員児童委員の活動もしにくい状況があり、情報収集が難しくなっている。
- 不登校・虐待・非行等の問題の背景にある原因を早期に判断し、適切な支援を早期に提供するためにネットワーク会議を構成する関係機関が同じ考えのもと、協力し合っていくことが必要であり、関係機関の連絡調整等を行う事務局の行政が担う役割は重大なものと考えている。
- 要保護児童対策地域協議会がうまく活用されれば、関係機関との連携がとりやすくなると思われるので、今後設置しただけにとどまらず、活用したい。相談は教育や福祉など様々であるが、総合窓口として、また全体を把握する担当課として関係機関と連絡をとっていく必要がある。
- 関係機関との情報交換や連携の充実。
- 有資格者の配置。休日・夜間の相談・援助に対応できるような職員体制の充実。職員の資質向上。研修機会の確保。
- 個人情報の取り扱いと守秘義務（必要最小限で共有する）の関係。人口規模の小さい町村はやる気のある職員がいるかどうかで大きく左右される。職員全体が法改正と虐待についての理解が必要だと思う。残念なことに、そのことに気づいていない市町村職員がほとんどだと思われる。人材確保と職員研修が課題と考えている。

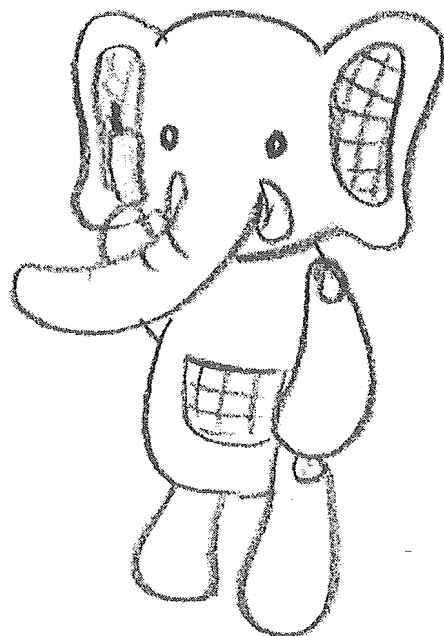
- ・ 家庭環境を整える上から子どもはもちろん、父母へのサポートも必要と考える。特に精神面の安定を考え、各関係機関との連携をとりながら、適当な人材によって対応してもらうように務めていきたい。
- ・ 専門的な知識を備えた人員の配置。研修体制の充実。
- ・ 関係機関との連携強化。
- ・ 組織としてのアセスメント能力の向上が必要だと考える。
- ・ まず、子どもを育てるのは親だけの責任であるという考えから、子どもに関わる大人がみなで子育てしようという考えをもつことが大切と思う。関係機関間の連携を密にし、援助を必要とする家庭を把握し、役割分担を明確にする。児童相談所とも常に連絡を取り合って、ケースの確認をする。転出した子どもについても、転出先と連絡を取り合う。
- ・ 市町村単独の支援には、限界がある。地域のネットワークを組織して、多様な機関や民間の人材をネットワークに取り込み、個別の対応からチーム支援による複合的な問題への効果的な対応を図っていく体制が急務である。制度変更により市町村の責任が重くなったが、担当職員の条件整備は不十分であり、任務を引き受けるのは困難である。そこで、国の規定に準じて、市町村の担当職員の基準を明確にすべきである。
- ・ 市町村の相談体制の充実と児童相談所との役割分担の明確化及び緊密な連携協力。
- ・ 子育て支援全般と要保護児童相談に対応できる広い知識と視野を持った相談員の育成。市で扱うケースにおいて、児童相談所以外の第三者によるスーパービジョンが必要であり、ケースにふさわしい人材情報提供を望む。
- ・ 処理能力。
- ・ いつでも気やすく相談に来られる窓口づくり。プライバシーの保護。
- ・ 例えば生活保護や児童扶養手当などの制度は悪用される場合が多く見られ、相談体制がどんなに充実しても、各制度を再整備しないと意味がないと思う。
- ・ 一人でかかえこむことなく、連携体制で取り組むように心がけること。
- ・ 1人以上専属に配置するよう義務付けるべき。
- ・ 専門的人材及び予算の確保。相談員の身分の安定を図る（報酬・保険等）。研修会の開催による職員、相談員の資質向上。
- ・ 児童相談所が形骸化すること。法改正により、市町村の役割が明確化されたが、それが児童相談所の弱体化につながってはいけない。
- ・ 相談員不在時における受付体制の整備。夜間休日等の対応、連携体制。
- ・ 支援に当たるものの役割分担の明確化、質の向上。
- ・ 児童相談所に応じる体制整備と、関係部署・機関との日頃からの協力関係。
- ・ ケースバイケース。

- ・ 社会的要因により相談事例が増えているのであれば、予防策の検討まで配慮できないか。

18) 要保護児童対策地域協議会に関して、先駆的な事例

- ・ S町 要保護児童対策地域協議会の事務局を教育委員会（子ども課）が所管している。子育て家庭の多様な相談やニーズを様々な専門機関のサービスに結びつけるコーディネート機能を担っている。
- ・ O市 早期に支援ネットワークを立ち上げ、虐待防止ネットワークのモデルとなっているだけに、設置に関してノウハウの蓄積がある。
- ・ H市 組織がしっかりしている。
- ・ T町 熱意のある担当者がある。

第3章 子ども家庭福祉相談の あり方に関するヒアリング調査



第3章 子ども家庭福祉相談のあり方に関する ヒアリング調査

I. ヒアリング調査の概要

1. ヒアリングの目的

本研究は、子ども家庭相談の一部の市町村化を、より有効に展開するために必要な体制整備や、制度改革では十分に組み込まれていないと懸念される課題を明らかにすることを目的として実施したものである。本章では、これを児童相談に関する研究や実践のエキスパートと考えられる人を対象に、ヒアリングで実施したものである。

調査票を通じた量的な調査では把握しがたい細かい点をこれによって補完することを目的としている。

2. ヒアリングの期間

2005年10月1日～2006年3月31日

3. ヒアリングの項目

- 1) 4月以降児童相談所の動きは変化したか
 - ①包括的コメント
 - ②プラスの変化
 - ③マイナスの変化
 - ④全体としての評価
- 2) 4月以降市町村の子ども家庭相談体制は変化したか
 - ①包括的コメント
 - ②プラスの変化
 - ③マイナスの変化
 - ④全体としての評価
- 3) 4月以降市町村と児童相談所の関係は変化したか
 - ①プラスの変化
 - ②マイナスの変化
 - ③全体としての評価
- 4) 子ども家庭相談体制に関して優れた実績を残している・残しそうな可能性のある市町村
 - ①市町村名
 - ②評価できる点
- 5) 要保護児童対策地域協議会または児童虐待防止ネットワーク事業で優れた実績を残し

ている・残しそうな可能性のある市町村

①市町村名

②評価できる点

6) 昨年度の報告書を見ていただいた感想・コメント

①評価できる点

②評価できない点

③その他

4. ヒアリングの対象

研究チームでエキスパートと考えられる人を、30人を目途に選定し、そのうち海外出張等をしていない人に直接交渉した。日程やヒアリングの主旨を含めて交渉の結果、実際にヒアリングを実施できたのは、以下の28人である。なお、対象者の分類枠組みは、抽出上のものにすぎず、ヒアリング上は意味をもたない。

1) 大学関係者

網野武博（上智大学）

大嶋恭二（東洋英和女学院大学）

柏女霊峰（淑徳大学）

加藤曜子（流通科学大学）

芝野松次郎（関西学院大学）

高橋重宏（東洋大学）

竹中哲夫（日本福祉大学）

津崎哲雄（京都府立大学）

西澤 哲（大阪大学）

松原康雄（明治学院大学）

2) 児童相談所（元児童相談所を含む）関係者

家常 恵（徳山大学）

家村昭矩（市立名寄短期大学）

川崎二三彦（京都府宇治児童相談所）

才村 純（日本子ども家庭総合研究所）

木村百合（大阪府池田子ども家庭センター）

菅野道英（彦根子ども家庭相談センター）

萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学）

前橋信和（関西学院大学）

3) 児童福祉施設関係者

阪本博寿（大阪・清心寮）

飯田進（福島・堀川愛生園）

喜多一憲（愛知・キンダーホルト）

桑原教修（京都・舞鶴学園）

側垣一也（兵庫・三光塾）

伊達直利（神奈川・旭児童ホーム）

濱田多衛子（大分・白菊寮）

藤本勝彦（大阪・あゆみの丘）

4) 弁護士

岩佐嘉彦（大阪・弁護士）

峯本耕治（大阪・弁護士）

5. ヒアリングの方法

ヒアリングは、研究協力者が、原則として二人で直接対象者を訪問し、聞き取る方法で行った。また、正確を期すため、対象者には事前に了解を得て、ボイスレコーダーによる録音の了解を求めている。また、対象者には、事前にヒアリング項目を送付しておいた。

ヒアリング終了後、直ちにシートに沿って意見を整理し、これをヒアリング対象者にチェックしてもらい、必要な加筆・削除等の修正をお願いした。必要がある場合、これを繰り返した。

6. 報告書作成上の注意

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1) 網野武博 (上智大学) | 2) 大嶋恭二 (東洋英和女学院大学) |
| 3) 柏女靈峰 (淑徳大学) | 4) 加藤曜子 (流通科学大学) |
| 5) 芝野松次郎 (関西学院大学) | 6) 高橋重宏 (東洋大学) |
| 7) 竹中哲夫 (日本福祉大学) | 8) 津崎哲雄 (京都府立大学) |
| 9) 西澤 哲 (大阪大学) | 10) 松原康雄 (明治学院大学) |
| 11) 家常 恵 (徳山大学) | 12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学) |
| 13) 川崎二三彦 (京都府宇治児童相談所) | 14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所) |
| 15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター) | 16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター) |
| 17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学) | 18) 前橋信和 (関西学院大学) |
| 19) 阪本博寿 (大阪・清心寮) | 20) 飯田 進 (福島・堀川愛生園) |
| 21) 喜多一憲 (愛知・キンダーホルト) | 22) 桑原教修 (京都・舞鶴学園) |
| 23) 側垣一也 (兵庫・三光塾) | 24) 伊達直利 (神奈川・旭児童ホーム) |
| 25) 濱田多衛子 (大分・白菊寮) | 26) 藤本勝彦 (大阪・あゆみの丘) |
| 27) 岩佐嘉彦 (大阪・弁護士) | 28) 峯本耕治 (大阪・弁護士) |

各対象者の前についている番号は、報告書作成上、各人の持ち番号としたものであり、ヒアリング上は意味はもたない。

Ⅱ. ヒアリングの内容

1. 4月以降時児童相談所の動きは変化したか

1. 包括的コメント

3) 柏女霊峰 (淑徳大学・大学関係者)

私が見聞きした範囲ということになるが、変化はしている。それから調査も含めた、私自身が千葉県内などや、あるいは11月は虐待防止月間だったのでいくつかのところにいったのでここで見聞きしたこと、それから調査を通じて把握したこと、2つをもとにすると変化はしてきたといえる。

根拠となる調査は3つあって、ひとつはJaSPCANの調査(2005年4月)、相談体制でどのようなことが問題となっているのかということを含めて報告をしている。もうひとつが厚生労働省、最後が全国児童相談研究会(2005年8月時点)の調査である。これの調査と、私が見聞きしたことを中心に見ていくと、やはりプラスの変化とマイナスの変化が出てきている。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

今の段階では、プラスの変化、マイナスの変化をはっきり特定するのは難しい。プラスの変化というより、市町村における子ども家庭相談体制がまだきちっとしていないなかで、児童相談所は市町村を指導するなどの後方支援業務が通常の業務に加えられたという面での変化があったといえる。たとえば神奈川県においては、4月から横須賀児童相談所が立ち上がる予定であるが、その人材養成としての研修生を受け入れており、業務量が増加している状況である。自分が関わっている児童相談所を見る限りにおいては、制度の変化への対応としての市町村支援のため、児童相談所は忙しくなっているという点が大きいのではないだろうか。それが将来的にプラスにつながる忙しさなのかどうかは今の段階では言えない。統計的に確認しないとわからないが、市町村が一時的に受けて、児童相談所がバックアップするという体制のなかで、市町村がうまく対応していけば、児童相談所に入ってくる通告件数が減少してくることが考えられる。つまり、建前的には、市町村が受けてくれれば児童相談所のケースは減るのではないかということである。今のところその点に関するエビデンスを持っておらず、受付件数を見ないことにはなんとも言い難い。

市町村の場合、社会福祉専門職が配置されておらず、行政職や保健師、保育士がかかわっていくことになるであろうという状況のなかで、将来的に連携の仕組みが形成されていけばプラスの変化となるかもしれない。しかし、現象的な面において、児童相談所にとっては新たな負担が増えてきているというのが実態ではないかという印象を外から見て感じている。